

入札説明書

(事後審査型条件付一般競争入札用)

競争入札に参加する者に必要な資格について

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 王寺町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領により入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている場合を除く。）。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札公告書に定める要件を満たすこと。

仕様書等の購入について

- (1) 入札参加希望者は、当該案件の仕様書等を購入してください。（1部500円）
- (2) 仕様書等に係る代金の支払及び受取は総務課となります。

入札当日の受付について

- (1) 入札当日は、あらかじめ指定された入札場所に集合し、入札開始15分前までに受付を完了してください。
- (2) 入札当日、入札者は、入札者の印鑑（認印）、一般競争入札参加資格確認申請書（控え）、名刺、入札書（別紙様式1）、委任状（代理人の場合・別紙様式2）を持参してください。
- (3) 入札開始時間になっても受付が完了できない場合は、自動的に入札辞退したものとみなします。

委任状について

- (1) 入札者が代理人の場合は、委任状を作成し、受付時に提出してください。委任状作成の際は、会社印、代表者印（本店等から入札について委任されている場合は受任者印）、代理人の印を忘れず押印してください。押印漏れ等の不備がある場合は、入札できないことがあります。なお、委任状は、封印しないでください。

入札書について

- (1) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きの金額とします。

※自動車重量税、自賠責保険料、付帯費用等の消費税以外の内容については、本体価格に含めるものとします

- (2) 入札書には、入札公告書に記載されている「品名」、「納入場所」も必ず記入してください。
- (3) 入札書は封筒（各自準備してください。）に入れ、封筒に「品名」と「入札者名」を記入し封印してください（落札候補者がいない場合は、3回まで入札を実施しますので、封筒は3通ご用意ください。）。

入札辞退について

- (1) 入札者の都合により、入札辞退される場合は、入札辞退届（別紙様式3）を入札（開札）執行の完了に至るまでに提出してください。

入札執行について

- (1) 入札のために入札室に入ることのできる入札者は、原則1業者1名とします。
- (2) 入札執行宣言後においては、入札執行完了まで入札者の入札室への出入を禁止するものとします。
- (3) 入札回数は原則3回までとします。
- (4) その他、入札に関しては、入札心得（別紙）のとおりとします。

落札候補者の決定について

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者から順に、落札候補者の順位を決定します。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、その場で「くじ」により落札候補者の優先順位を決定します。
- (2) 「くじ」は、「くじを引く順番を決定するくじ」を同時に引きます。数字の小さい者から順に「くじを引く順番」が決定されます。次に、「くじを引く順番」に従い、1名ずつ「落札者を決定するくじ」を引きます。引いたくじの数字の小さい者から順に、上位の優先順位を決定します。

事後審査について

- (1) 入札結果により、落札候補第1順位と認められた者について、提出された申請書の審査のほか、次に掲げる「落札候補者第1順位の者に提出を求める書類」について審査を行った後、受注者として適格であるか否かの確認を行い、落札者としての決定を行います。
 - ・受注実績等報告書及び添付書類
 - ・内訳書

上記に掲げる「落札候補者第1順位の者に提出を求める書類」は、令和8年5月19日(火)午後5時までに、総務課契約管財係へ提出してください。

事後公表について

- (1) 当該入札は、落札者決定後速やかに、落札者名、落札金額、全入札者の入札金額（入札辞退含む。）を事後に公表します。王寺町役場庁舎内掲示板及び王寺町公式サイトに掲載します。なお、予定価格は事前・事後とも公表しません。

入札の無効等

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得又は入札条件に違反した入札は、無効とします。
- (2) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったときは、落札者としての権利は消滅し契約の締結はできません。
- (3) 入札において、事故が起きたとき、又は不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合があります。
- (4) 申請書等の提出後に入札を辞退する場合は、速やかに入札辞退届（別紙様式2）を提出すること。

議会の議決を要する契約

- (1) 本件は、王寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年5月王寺町条例第11号）第2条に規定する契約に該当するため、王寺町議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として締結したものとします。
- (2) 前項の仮契約の当事者が、議会の議決を得る日までに入札条件を満たさなくなったときは、当該仮契約を解除し、本契約を締結できません。この場合において、町は、当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わないものとします。

その他

- (1) 仕様書に記載されている事項を熟読の上、入札してください。
- (2) 著しく低価格で入札された場合、積算内容等の確認、ヒアリング等を行わせていただきますので、積算に当たっては十分内容を精査し、入札してください。